

平成26年度第4回鎌ヶ谷市障がい者地域自立支援協議会 会議録（概要）

日 時 平成26年11月11日（火）午後2時30分から午後4時10分

場 所 鎌ヶ谷市本庁舎6階第1・第2委員会室

出席者 黒岩史郎会長、高橋貴子副会長、江間由紀夫委員、三好志都美委員、  
山根清孝委員、山澤光史委員、豊田朋二委員、梅田和男委員、山本幸子委員、  
田中紘子委員、鈴木君江委員、村田セツ子委員、  
高橋徹委員（鎌ヶ谷市社会福祉課長）、鮫島亘委員、飯高優子委員、  
上谷豪委員、早坂ひとみ委員

欠席者 平野明美委員、西山珠樹委員（鎌ヶ谷市健康増進課主幹）、小池満弓委員

事務局 山田障がい福祉課長、坂居課長補佐、藤嶋係長、橋本主任主事、  
中村主任主事、横山主事  
米良康史（もくせい園）

コンサルタント 株式会社地域計画連合 担当者A、担当者B  
（第4期鎌ヶ谷市障がい福祉計画策定業務委託業者）

公開・非公開の区分 公開

傍聴者 なし

配付資料 式次第  
手話でGo！（一部抜粋）

事前配付資料 第4期（平成27年～29年度）鎌ヶ谷市障がい福祉計画（素案）  
（26.11.05現在）

## 【開会】

〈本日の会議の概要〉

障がい福祉課長から、本日の会議については、第4期鎌ヶ谷市障がい福祉計画（以下「福祉計画」という。）の素案の検討を行い、委員から直接意見を伺う場はあと2回となるが、忌憚のないご意見をいただきたい旨を伝えた。

## 【会議の出席状況について】

中村主任主事から、欠席委員を述べた上で、20人中17人の出席により定数の過半数を満たしていることを報告した。

## 【議題】

〈第4期鎌ヶ谷市障がい福祉計画の検討について〉

事務局から、福祉計画の素案を用いて、内容の説明を行った。

会 長 事前にお配りした福祉計画の素案ができていますので、これを元にご意見・ご協議をいただきたい。限られた時間であるため、委員の方からは章ごとに区切って意見をいただきたい。第2章（4ページ）については、まだ国の資料（平成26年11月4日に開催された「障害保健福祉関係主管課長会議」）が厚生労働省のホームページにアップされたばかりであり、本日は資料が整っていないため、次回、12月の自立支援協議会に回したい。

### 【第1章】

会 長 では、第1章の1ページから3ページについて何かご意見があればお願いしたい。

（委員より、特になし）

### 【第3章前半（障害福祉サービス見込量と確保の方策）】

会 長 第3章の1障害福祉サービス見込量と確保の方策（5ページから14ページまで）について意見をいただきたい。私から1点伺いたい。9ページの2-5療養介護について、平成26年4月に東葛医療福祉センター光陽園（以下「光陽園」という。）が開設されたが、スタッフが揃わないということで、定員数は受け入れられないと聞いている。鎌ヶ谷市民で希望される方は、最終的にこの人数が見込まれるということか。

事務局 先ほどこの数値については、平成26年度が13人であると説明した。昨年度、光陽園が開所する前までは、千葉県内外の施設を含めて8人いたので平成25年度は8人だった。現に光陽園への入所が実現した方と、待機をされている方が、それぞれ3人いる。普通であればこれで14人となるはずだが、8人の中で施設を移転した方

が1人いたため、待機者も年度内に入ることを想定して13人としている。次年度以降は定員の見直し等々も光陽園で考えているようである。また、新規の施設への入所も考えて、平成27年度以降は若干増えるのではないかという計画である。会長がおっしゃったように、光陽園は、定員数までいかない状態で運営がされている状況である。看護師が若干不足しているため、これを確保したうえで、本市で待機する3人が年度内に入所できればと考えている。

会 長 看護師が見つければ定員分が確保できるはずなので、看護師の知り合い等あればご協力をお願いしたい。

委 員 数値の見方について、確認したいことがある。13ページの5-1計画相談支援の数値が月平均となっているが、例えば、計画相談支援で平成27年度150人というのは、計画相談支援の利用率が100%に達した際の数値と考えればよいのか。

事務局 数値には、モニタリング（サービス等利用計画の見直し）が含まれている。確かに平成27年度でいうと、150人かける12か月で1,800人となる。今現在の進捗率が非常に悪い中、モニタリング込みで考えると、まず平成27年度は大体2,000人程度と考えている。

委 員 実数と合わせた際、これで障害福祉サービス利用者全員に計画相談支援が行われているという理解でよいのか。

事務局 モニタリングを含めた月平均で、年間1,800人という分母であれば、かえって多いのではないかと考えていた。大体150人で月平均の計画相談支援の利用率が100%という前提においては、この程度の数字が最適だと考え、ここではモニタリングを含む数値で挙げた。

委 員 確認したかったのは、平成27年3月31日の時点で障害福祉サービス利用者に対する計画相談支援の利用率が100%となっていなければいけないわけで、その数値を元に計算されているか確認したかった。同じように13ページ下の5-2地域移行支援について、例えば、平成29年度に月平均5人となっているが、これはどのように考えたらよいのか。年に何人を地域移行できると考えての数字なのか。単純に病院に行く回数の延べ人数だけであってはあまり意味がない。この点は、今回の福祉計画の中でも地域移行支援というのが頭の方に出てきているので、むしろ力を入れなければいけない場所だと思う。具体的にどのぐらい地域に移行できるかという数値でないと、地域移行支援が何をやっているか分からないと思った。そのあたりはこの数値というのは、例えば、月平均5人だと年間に60人になるが、それは60人が退院しているということにはならないはずである。大体どの程度を想定しているのか教えてほしい。

事務局 地域移行支援は、本市の事例が1人、2人という状況であるが、当然1年の間に同じ人が4月から翌年3月まで利用するという事は考えにくい。そうすると、3か月から6か月の地域移行支援ということ的前提とすることになる。仮に3か月だとすれば、60人割る3か月で20人となる。よって、対象者が、20人から10人程度ではないかと思われる。平成29年度の5人の完成形においては、そのような考えがある。ただ、現状からすると、この福祉計画において、病院にいらっしゃる方が、これを踏まえて地域へ移行という完成形の導きは現状ではかなり厳しい中で、この5人という月平均が達成できるかどうかというのは、今後真剣に考えていかなければいけない。

委員 OECD（経済協力開発機構）のレポートにおいても、日本の医療体制が遅れているものとして、精神障がい者の地域移行支援について指摘がされている。ここに関しては、今までの数字の延長線ではなく、少し角度を上げていかなければいけない部分だと思われる。これに関連して、グループホームの福祉計画のところで、10ページの3-1 共同生活援助を見ると、年間1か所ずつ増やす計算となっている。ただ、精神障がい者だけに使われるわけではないとすると、退院先の確保と地域移行支援を連動させていかなければならず、このあたりの数値の調整をもう少ししていただいた方がよいのではないかという印象を受けた。

事務局 地域移行支援の数字というのは、国の方針で示されている施設入所支援から地域へという部分とかなり密接に関連しているところであると思われる。その数値については、先ほど意見をいただいたため、今回は、完成形という形で示す予定だが、第2章の部分（4ページ）がまだ明確な形となっていない。その部分と併せて今一度検討させていただきたい。

会長 先ほども意見として挙げた10ページの3-1 共同生活援助と13ページの5-2 地域移行支援について、前者については重症心身障がいのある方で施設から地域に希望される方、あるいは知的障がいの施設から地域、在宅から地域等、全て含んだ形のものとなる。この部分を追加するという事か。

委員 国を挙げて重点課題としていかなければいけない部分だと思う。従来が非常に遅れているため、従来の延長線上で計画を策定するのではなく、1歩重要度を増した形で福祉計画に入れていただけるとありがたいと感じた。

会長 今のところを踏まえて配慮いただきたい。

委員 精神障がい者の家族会だが、幻覚などによって、自分は追い詰められ襲われていると石を投げたりして、地域の中で問題を起こしている者が家族の中にいる。それに対して警察に飛び込んで、あれがいる限り安心して暮らせない、施設に入れるかずっと入院させろという相談をされてしまうと、もはや今の家にはいられなくなる。住

めるところを探すしかない。今は病院で入院しながら場所を探しているが、9月、10月の2か月間で3か所探してもらったが、1か所はすぐに別の人が入ってしまった。残りの2か所も別の人が入ってしまったということで、いまだに入ることができない。特に精神障がいの場合は、大声を出すというのが一番お手上げだそうだ。例えばA市では、大声を出して近所から怒られ、謝って回ることで困った事例があった。鎌ヶ谷市もACT（包括型地域生活支援）ができたが、話を聞くと、大声を出す人は困るとのことである。ある園では、大声を出す人は引き受けられないとのことであったため、そのような人たちはもうグループホームに行くに行けないでいる。責めているわけではないが、千葉県の精神障がい者の家族会でアンケートを採った際に、千葉県は全体的にグループホームの絶対数が足りないとのことである。3障がい（身体障がい、知的障がい、精神障がい）の中から選ぶとすると、精神ははじかれてしまうため、行く場がなくていまだに困っているとのことである。

会 長 断られたというのはアパートに関する事か。それともグループホームの話も踏まえてのことか。

委 員 グループホームである。

委 員 先ほどのある園とは、B園のことか。

委 員 私はB園の関係者であるが、大きな声を出している方も引き受けている。利用対象者は、3障がいとしているが、グループホームはやっていない。

委 員 B園ではないかもしれない。男の方の発言だった。ただ、満杯なのではないか。

委 員 まだ引き受けている。

会 長 グループホームをやっているのはB園ではない。精神障がいと心身障がいの方がある人も相当数いる。大きな声で笑うため、近所中に響くが、私の施設の周りには家がないため、近所の方からある程度理解を得ながら運営している。確かに大声を張り上げると、変な目で見られる。

委 員 もとい、今は保育園ができるというだけで、騒音ということになる。

会 長 障がい当事者がグループホームを設けている場合があるため、そういったことも考えてみてはどうか。

委 員 ともあれ精神障がい者は最も行き場がない。今は老老介護となっているため、これから増えていくと思われる。

会 長 また、1人でアパートに入っても孤立する。

委 員 障がいを理由にお断りするという事はない。

委 員 そうだとすれば、それはあまりに露骨すぎる。

会 長 B園は通所施設である。

委 員 探しているのはグループホームで、住まわせてくれるところである。

会 長 まず住むところが確保できないと、働くところも定まらない。

委 員 B園に関しては、失礼した。

会 長 グループホームの数が足りていないというのは、皆共通の思いだと思われる。

委 員 地域移行支援の件について、実際には鎌ヶ谷市内で実施している事業所がない中で、13ページ下の実績の数字は、私が地域移行支援計画を書いて八千代地域生活支援センターにお願いした数字ではないかと思う。私が所属する「サポートネット鎌ヶ谷」でもやっていない。また、山根委員が所属する「自立支援センター」でも地域移行定着支援(地域移行者を対象に、緊急時の相談等を行う事業)は実施していない。市内で実施している事業所が現在ない中で、数字だけを作っていくというのはかなり厳しい状況ではないか。実効性のあるものにしていくこともきちんと考えていくべきだと思う。

会 長 鎌ヶ谷市は周りに大都市があるため、今まではそこを使わせてもらう形が多かったと思うが、これからは地域に良質の事業所を作っていくことが非常に大切である。

委 員 2人の意見をまとめると、このままでよいということか。

委 員 地域移行支援を実際に実施している事業所がないため、この数字は厳しい。そのため、鎌ヶ谷市内で手を挙げる事業所が出てくるといいなと思う。

会 長 例えば来年度、地域移行支援をうちでやろうという積極的な事業所があれば、鎌ヶ谷市でもここに盛り込むことができる。ところが、そのようなものがないので、なかなか進まない。結果、積極的な計画値を入れることができない。そのため、障がいの家族会や障がい当事者団体でグループホームを設置することに取り組まない、なかなか地元には増えないと思われる。また、退院促進もほとんど進んでいない。社会的入院の方が地域に移行する福祉計画が全く立たない状況にある。もちろん、在宅の精神障がいの方の問題もある。その人たちの行き場の問題も考えていく必要がある。

る。6ページの1-2 重度訪問介護について、今回は肢体不自由だけではなく、知的障がい・精神障がいと対象の範囲が広がり、計画値に反映しているという理解でよいのか。

事務局 先ほど、厚生労働省の障害保健福祉関係主管課長会議の中身について触れたが、重度訪問介護の対象者の拡大に伴う純増部分について会長から意見があったかと思う。現時点では、こちらを勘案しない状況で福祉計画を立てている。重度訪問介護について、現行は8人という中で、居宅介護とは違い、対象者の人の移動が多くない。どちらかという、対象者が拡大されないにしても、少しずつ伸びていくという考え方を持ってこの数値を立てた。ただ、会長がおっしゃるように、知的障がいと精神障がいが増大されたという中で数値を見込んではいなかった。その点については、今一度、委託事業所等含めて、内部で数を増やす前提で検討したい。また、文言に関して、若干の拡大に伴い、「重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人」というところについて、記述の検討を行わせていただく。少々時間をいただきたい。

会 長 市内に重度訪問介護を実施する事業所はあまりないのか。

事務局 そのような事業所は少ない。

会長 6ページの一番上の1-2 重度訪問介護について、今まで重度の肢体不自由の方だけだったものが、今度は知的障がいと精神障がいの重い方に利用が拡大されるので、その分の数字が増えるところが、あまり変わっていなかったのも、確認のためにお聞きしたものである。

### 【第3章後半（2 地域生活支援事業の見込量と確保の方策）】

会 長 次に、同じく第3章の2 地域生活支援事業の見込量と確保の方策について、15ページから22ページについて意見があればお願いしたい。

委 員 16ページ3-2 基幹相談支援センターについて、他では「基幹型」とあるが、ここで「型」はいらぬのか。

会 長 国の文言では、「型」は取れている。ここ（17ページ（6）意思疎通支援事業）にコミュニケーションの部分（6-1 コミュニケーション事業）も入ってくるが大丈夫か。前回の話し合いの際、聴覚障がい関連の団体の方から意見をいただいたが、その部分は大丈夫か。

事務局 C委員からいただいた。

委 員 17ページの（4）成年後見制度利用支援事業について、精神障がい者の家族会でしばしば話題になるのが、資産のない人や生活保護の人はどうなるのか。成年後

見制度は、慈善でやっているわけではないため、そうすると1か月の額など、収入に応じて払うものは、払わなければいけないということになる。そのため、資産のない人は引き受け手がいないということである。

会 長 そのようなことはない。低所得の方や、資産のない方のための制度である。それを市町村が補助して実施するものである。

委 員 鎌ヶ谷市では、補助をしているのか。

会 長 大抵どの自治体でもやっている。むしろ生活保護の方は、市町村へ申立てをして、補助を受けている。ご自分で報酬が払えないことからそういった部分を補助してもらいながら、わずかでも後見を引き受けた方に報酬が行くシステムとなっている。

委 員 精神障がい者の中で、金銭管理ができない人がたくさんいる。自分の家族の場合もそうで、障がい者が小さいときから貯金していた定期預金が、誰かに取られると思ったことから、障がい者自身で解約し、そのお金を近所の人にあげてしまうということがあった。障がい福祉課の封筒の中にいろいろなものを買って入れている。お金も入れて近所に配っていたが、受け取った人の中で警察に届ける人はいなかった。近所の人に言われてからそのことを知り、本人に確認すると、そうであることが分かった。夜に出かける際、玄関にその袋があり、その中にいくらかお金が入っていた。自分で必要だと思ったのだろう。そのようなことが何回もあった。

会 長 成年後見人というのは契約なので、人にあげたという場合はどこまで支援してもらえるかは疑問である。

委 員 このケースは無理だろう。成年後見制度は最低月に1回の支援と聞いた。お金を本人に渡すなどといったことだったと思う。

会 長 そのようなものではない。社会福祉士会において、月に1回は、本人のところに行って支援をすることとなっている。あとの財産管理は、司法書士とか弁護士が関わる。委員のイメージとはだいぶ違うかもしれない。

委 員 自分が聞いたところでは、成年後見制度は月に1回の支援が原則ということであった。

会 長 それは、社会福祉士会がそのようなルールとしている。

委 員 ともあれ、精神障がい者は金銭感覚が本当でない。とある家族は、みなインターネットショッピングで着るものをどんどんと買ってしまったり、金銭感覚がない者が結構いる。



委員 今の話でむしろ明らかになったことは、成年後見制度があまり知られていないということである。講演会をやっているだけでは駄目だなということを聞いていて感じた。もう少し広報の方法を考えたり、ターゲットを絞ったりして、精神障がい者の家族会の方に知っていただく働きかけをするということを入れてはどうか。

事務局 承知した。

会長 既に成年後見制度は、市町村の必須事項になっているため、どこもやっているのだが、意外と活用されていない。

委員 それを聞いたのは、D市のNPO法人からであった。

会長 昔のように資産があるから成年後見を頼むということではなくなってきている。いろいろなルールもあるが。

委員 これからまた勉強したい。

会長 例えば、生活保護水準の方で、公の補助をもらって成年後見制度を使えるということもある。

委員 16ページの3-2基幹相談支援センターについて、平成27年度、平成28年度、平成29年度は、「協議」となっているが、基幹型相談支援センターに関するプロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）の議論では、平成28年度設置に向けて動くという話だったかと思うが違うのか。

会長 私もその場にいたが、プロジェクトチームの目標として、それほど先延ばしではないということまで理解している。来年度はもう予算が固まっているため無理だとしても、平成28年度の予算の編成前後までには、一応の提言を出そうということになっていた。

委員 平成28年度の計画はあるものとして考えてもよいのではないか。

事務局 これはあくまで本市の計画となる。本市としてどのような形で計画を作っていくかが重要である。先ほどのお話では、自立支援協議会、自立支援協議会専門部会、あるいはプロジェクトチームの中でお話をいただき、最終的に自立支援協議会全体の意見として、本市に提言いただくというお話だったかと思う。そのため、それを受けて本市がどのように動くかという話になるが、現状ではまだどのような形が適切であるかが出ていない。その関係から「協議」という表現になっている。場合によっては、平成28年度にその提言を受けて、平成29年度に実際に動き出す可能性がないわけ

ではない。ただ、現状としては、まだ協議の段階という意味合いからこのような形にしている。

会 長 全国的にも基幹相談支援センターができている市町村は、15%ぐらいであったと記憶している。どこの市町村も障がい福祉計画の策定時期であるため、とにかく平成29年度までの障がい福祉計画に載せようということで取り組んでいるとのことである。平成29年度までにできないということではないということか。

事務局 本市における基幹相談支援センターの必要性に関する議論がされたうえで、提言等が出てくると思われる。よって、それを受けて本市が最終的に判断し、方向性が決まってくる。

会 長 協議と載せたからといって、平成29年度までは実施できないということではないという理解でよいのか。

事務局 必ずしも協議が続くわけではなく、場合によっては平成29年度に実際に事業所という形になる可能性も残しているということである。

会 長 今のニュアンスだと、早くて平成28年度、何とかできた場合に平成29年度という形か。

事務局 他市町村の事例を参考にしながら、改めて本市として、どう実施していくかということも協議いただく場として、プロジェクトチームを作っていたと認識している。プロジェクトチームの協議の中で、いろいろな形で我々も勉強をさせていただいている。最終的にプロジェクトチームから提言等をいただいたうえで、本市として、その形が一番ベストなのか、財政的な面も含めて検討したい。実現できることから実現していこうという考え方もあるだろうし、場合によっては全て実施しなければいけないという状況も出てくるかもしれない。そのような点を勘案して、本市として決定していくことになる。ただ、場合によっては、部分的に始めることもあり得るということである。

会 長 これは外部委託になるかどうか分からないが、皆さんの力で早く実現できるようにプロジェクトチームの委員として頑張っていきたいと思うので、よろしく願いしたい。

#### [第4章]

会 長 23ページの「第4章 計画の推進に向けて」について、協議に入りたい。今後の総括的などころについて触れており、前回（第3期）の福祉計画にはなかったものだという説明があった。意見をいただきたい。

委員 あまり具体的には書かれていないところが多く、財源の確保がどうなっていくのかというところがある。その中で、「4 事業の進捗状況評価」について、PDCAサイクル（福祉計画を適切に推進していくためには、計画案（Plan）、実践（Do）、設定した計画内容等の評価（Check）、改善（Act）を行うよう、いわゆる「PDCAサイクル」に基づいた計画の進行管理を図る必要がある。）が使われるということだが、これは情報公開の形でチェックシートを作成して出すのか。それとも自立支援協議会の中で、その形式で評価をするなどの体制を取るのか。

事務局 事務局の中ではまだ決まっていないが、可能であればこの自立支援協議会の中で進行管理・チェックをできればと考えている。3年間の福祉計画なので、障害福祉サービスと地域生活支援事業がこのような状況だということを出すなりして、それによって評価を自立支援協議会の中でしていただく方法も考えられる。一般論として、そのやり方が現実的だと考えている。

委員 行政機関でPDCAサイクルを採用している場合、実施結果をPDFにしてインターネットで閲覧できるようになっている。評価をされるということは、それをどこかに出すことであるため、その点を考慮しているのか聞いたかった。

事務局 行政として、最終的にはそのような形も取っていかなければならない。

会長 福祉計画の数字が示されたら、1年ごとにでもこの自立支援協議会で進行管理をしていく方向でよろしくお願ひしたい。本日挙げた意見については、事務局で整理し、細かいところは事務局に一任でお願ひしたい。

## 【報告事項】

### （1）研修会の報告

事務局から、先月10月27日に実施した研修会の報告を行った。研修会の講師には、十勝障がい者総合相談支援センター理事長の門屋充郎（かどやみつお）氏を招き、「地域に根ざした基幹型相談支援センターとは」をテーマに講演いただいた。事務局では、当初60人程度の参加を見込んでいたが、当日の参加者は55人で、おおむね予想どおりの参加をいただいたことを報告した。また、研修会終了後に実施したアンケートでは、おおむね好評を得ているが、事務局としてまだまだ工夫する余地があった。予算の都合にもよるが、来年もこのような機会を設けたいと考えている。

会長 私も参加したが、内容が非常に濃く、本当はもっと聞きたいことがあったが、講師の方が北海道にすぐ帰らなければいけない都合があった。研修会の中身は濃く、大変勉強になった。

### （2）手話言語法について

事務局 前回の会議で、手話言語法の関係で共通認識をしなければならないため、同法がどのようなものがあるか、次の機会に資料があった方がよいという指摘をいただいたことから、「手話でGo！（一部抜粋）」を資料として配付した。これは一般財団法人全日本ろうあ連盟（以下「連盟」という。）が作成したものである。手話言語法の経緯に関して、言語は、人間が人間として社会を構成して生きていくうえで欠かせない情報伝達手段だが、手話を母語とするろう者を中心とした聴覚障がい者にとって、手話という言語が生きていく上で欠かせないコミュニケーション手段であるという考え方に由来する。また、平成18年12月に国連で障害者権利条約の第2条に、「言語とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。」と明記されている。さらに、政治的・経済的・社会的・文化的・市民的その他のあらゆる分野において、障害を理由とする差別を行ってはならない。そのための合理的配慮の欠如が差別に当たるということが明確に書かれている。日本においては、平成23年8月に成立した改正障害者基本法第3条において、「全ての障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。」が明記されている。また、同法の22条においては、国・地方公共団体に対して、情報の取得及び移動に関してのバリアフリー化を進めるための政策を義務付けたとされている。その後、日本政府としては、障害者権利条約を平成26年1月に批准した。しかし、具体的に手話言語法が作られたわけではないため、「仮称」となっている。手話言語法の制定を求める活動を連盟が中心となって、国に対して要望していったということである。補足説明として、まず、ろう者の使い方だが、資料の「手話でGo！（一部抜粋）」の見開き1ページ目の「手話とは？」の下の「ろう者とは？」という質問に対する回答として、「耳が聞こえない人々のうち、手話という母語を持ち、手話でコミュニケーションをとって、日常生活を送る人々のことです。」とされている。単純に聴覚障がい者というと、途中で聞こえなくなった方、あるいは他の要因で聞こえなくなった方、いろいろな方が含まれるが、ここで言う聴覚障がい者の方は、あくまで手話を使ってコミュニケーションを取る方だと捉えることが可能かと思う。連盟では、このような方をろう者と呼んでいる。手話言語法とは、次のページの一番下になるが、「手話言語法は何を目指す法律ですか？」という質問が出ており、それに対する回答としては、「手話はろう者にとって母語であることを示し、ろう者が日常生活や職場などで自由に手話を使ったコミュニケーションがとれること、ろう教育に手話を導入し、ろう児や保護者が手話に関する正しい知識を得ることなどが保障され、ろう者が社会的に自由に、生きられることを目指す法律です。」ということで、法律制定に向けて、これまで活動をされているということである。千葉県内においても、各市町村議会に対して手話言語法の制定について請願等がなされ、ほとんどの議会で国に対して制定をせよという内容のものを出している状況がある。本市においても、9月議会において、こちらの内容については議会承認を受け、現在国に対して議会からの内容が出されている状況である。それと、先ほど申し上げたろう教育に手話がなぜ必要かということは、千葉県にあるろう学校でも現状は手話を使って特別教育等もやっておられるが、従前はどのような形だったかということ、唇を読んでそれを理解で

きる方法等を教えていたということがある。手話自体が直接教科に入っていたという時代ではなかった。よって、その点も含めて、ろう教育に手話を導入するというのが、入ってきている理由だと考えている。結論的には、手話言語法については、具体的に手話言語法という法律がまだ制定されてはいないということである。

会 長 視覚障がい者の移動支援が先に個別給付となり、手話通訳も個別給付と言っていたのだが、区分認定や自己負担の問題で、いつの間にか地域生活支援事業となり、それができれば法律で全国統一的なものにしてほしいという流れかと思う。

### (3) 指定特定相談支援事業所認定について

事務局から、指定特定相談支援事業所の認定について、先月10月1日付けで、三好委員の事業所「社会福祉法人優幸会みちる園」が指定特定相談支援事業所として、また、今月11月1日付けで、黒岩会長の事業所「特定非営利活動法人青空の会」が指定特定相談支援事業所「青空みなみかぜ」として正式に認定されたことを報告した。

### (4) 今後の会議の日程等について

事務局から、次回の会議は、12月16日（火曜日）の午後2時30分から鎌ヶ谷市本庁舎6階第1、第2委員会議室において開催する予定であることを伝えた。

### 【閉会】

会 長 残り1回、福祉計画の素案を議論する機会がある。今回保留にした第2章が中心となると思うが、最後のまとめの機会でもあるので、1か月強の期間で、素案をお持ち帰りのうえ、内容をご覧いただき、また意見をいただきたいと思う。

以上、会議の経過を記録し、相違ないことを証するため次に署名する。

平成26年12月26日

氏 名 黒岩 史郎

氏 名 高橋 貴子